

公的研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費を使用する上で、公益社団法人日本産婦人科医学会（以下「当医会」という。）の公的研究費の運営・管理・使用に関わる会員及び職員（以下「会員等」という。）としての取り組みの指針を明らかにするものである。

- 1 会員等は、公的研究費が当医会の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 会員等は、公的研究費の使用等に当たっては、法令や当医会が定める規程等及び事務処理ルールを遵守しなければならない。
- 3 会員等は、公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、適正かつ効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用など不正な使用は行わない。
- 4 会員等は、公的研究費を計画的かつ適正に使用することに努めなければならない。
また、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 会員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 会員等は、公的研究費の不正使用が当医会におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「公的研究費の不正防止計画」を踏まえて行動する。